災害原因と責任が欠落

11.9公判

十一月十九日午後一時十分から、十一・九裁判の第四十六回公判が福岡地裁三〇一号法廷で開かれました。これに先立ち原告団は、西鉄福岡駅、岩田屋周辺（天神町）で「原告団ニュース」を配ったあと、全員そろって裁判所へ向かいました。この日の公判は、西山信太郎（元三井鉱山本店労務部長）証人に対する原告側代理人による反対尋問と、上野幸男（現三川鉱副長）証人に対する被告側代理人による前回の主尋問につづく補充質問が行われました。次回は一月二十一日午後一時十分から、上野証人と高木治男（現新労組合長）証人に対する原告側の反対尋問が行われます。以下、公判での摘録と問題点をご紹介します。

西山証人に対する反対尋問

問　組合との間で協定を結ぶにあたって、三井鉱山の基本姿勢として災害発生の責任の所在、原因についてどう考えていましたか。

答　重大な災害であり社会的責任を十分考え、事後の対策に万全を期したいと考えていました。

問　原因についてはどうですか。

答　それぞれの立場からの考え方があると思いますが、私自身は深く検討したり意見を述べることは適当ではありません。

問　保安の手落ちがそうでないかは、組合側との交渉に影響するのではないですか。原因について意志を統一したことはありませんか。

答　原因はどうあれ社会的な責任を検討したもので、原因について意志統一したことは聞いていません。

問　組合側からの災害の原因や救援の遅れについての追及や主張を認めましたか。また保留したのですか、否認したのですか。

答　保安や技術など、それぞれの部署で対処していました。私どもとしては社会的な責任として、遺族の補償、CO患者に対する治療などに全力をあげました。

問　災害直後の社長の談話に、「保安の手落ちはなかった」とありますが、災害は起こったが責任はないという態度ではなかったのですか。保安上手落ちはなかったのですか。

答　事故が起こった責任は痛感していました。

問　第一次協定以後弔慰金の追加要求があったのを知っていますか。

答　知っています。

問　それに対してどういう態度をとりましたか。

答　当時としては破格の五十万円の弔慰金を出し、その後も補完する立場から協定を結んでいます。

問　その後、炭労協定との差額を埋めるために三百万円の要求が出ましたが、どうしましたか。

答　弔慰金は一時金で支給して終止符をうち、あとは協定で補完するという考え方でした。

問　CO患者については、基本的にどう対処しましたか。

答　完全な治療を行い、家族が生活を維持できるよう最大の努力をしました。

問　完全治療とはどういうことですか。

答　最高の診断と治療に努力するという考え方です。

問　医師の間で見解の相違があったことを知っていますか。

答　知っています。

問　患者が不満を持っていたことを知っていますか。

答　知っています。

問　慰謝料は支払われましたか。

答　支出していません。

問　第四次協定（抜本協定）の意味をどう考えますか。

答　予想されない災害の場合、組合から要求のあったときに検討し協議するのが慣行であり、不満はあっても妥協して調印したものだと考えています。

問　その協定以外は応じられないということですか。

答　炭労や新労組も認めたものであり、妥協したのだからそれによって措置することになります。

問　その後、時期に応じて協議するという認識はありましたか。

答　協定には書いてありません。

問　原因や責任についての合意はありましたか。

答　ありません。

問　新しい内容のものが出てきた場合の措置はどうですか。

答　ありません。

問　抜本協定直後の三池労組のビラに、あくまで責任を追及するとありますが、どう思いますか。

答　すべて終ったと思います。

問　十分な協定だと認識させる合意に達しなかったのではありませんか。

答　論議が終って妥結したものです。

問　弔慰金など最大の努力をしたといいますが、溝口さんの場合どうですか。

答・個人のことはほっきりしませんが、一人あたり二百五十万円から三百万円ぐらいになっていると思います。

問　溝口さんの場合、十九年間で百八万円受取っており一日あたりに直すと百五十九円にしかなっていませんが、どうですか。

答　算出基礎がわかりません。

問　抜本協定以後要求できないことが裁判を起こすことになったと思われるのですが、それが心外なのですか。

答　そうです。

問　山野災害の場合、やはり協定が結ばれ刑事事件で起訴になり、のちに裁判となりましたが、心外だと思いましたか。

答　重さの違いだと思います。

問　山野の裁判はどうして和解になったのですか。

答　私には関わりはありません。

問　原因や責任がはっきりした段階では、あなたの言う心外とは矛盾する解決になっているとは思いませんか。

答　関知しません。

上野証人に対する補充質問

（要　約）

会社側弁護人による補充質問は、長期傷病手当給付と傷害等級決定に対する政治的解決という二点でした。

前者については、解雇延期となり定年まで勤続したことで、一般の公傷患者と比べて、災害時の職種平均の賃金が支払われ、退職金の基礎額も大きくなり、定年支給金や年次有給休暇の慰労金などを含めて三千万円にもなったと固有名詞をあげて証言しました。

また後者については、ここでも国会議員の固有名詞をあげて、傷害認定の決定にさいして七級該当者が事前に七十人前後といわれ、そのようになったこと。その後の再審査請求や入・退院など、現在にいたるまで政治的に解決されていると証言しました。

証言の問題点

まず社会的責任を痛感して万全の対策にあたったと強調していますが、現実にはそうなっていないこと。

つぎに、原因とその責任についてまったく欠落していること。

さらに、抜本協定では、示談という立場が示されていないこと。山野の和解について矛盾が明らかになったこと、などがあげられます。

また補充質問では細部にわたって、これほど優遇されたという証言ですが、これは優遇ではなく当然の結果だといえます。

公判後の報告集会

裁判所へ向う原告団

最後の立証段階へ

11.9抗議集会での本多俊之弁護士の報告から

この一年間、裁判が終盤に近づいてきたということで、弁護団としては、原告、組合、支援してくださっている方々と裁判の現状と問題点について認識を密にしなければと努力しました。なにが争いで、どこに難点があるのかを理解しなければ、たたかいは前進しないのではないかという問題意識から、学習会にも力を入れてきました。

五月三十日の学習会の段階で、弁護団としては中間総括的な整理を行いましたが、それは大要次のようなことです。

損害賠償請求訴訟が、私たちの手に勝利という形でもたらされるためには、第一にこの災害を発生させた責任が明らかにならなければならないし、また災害によってもたらされた損害についての責任とが結びつかなければならないわけです。

この点で会社側は、この災害についていっさい法律的な責任はないと一貫して主張しています。先日の西山証言では、「社会的道義的責任でいろいろやってきた」といっておりますし、法律的責任を認めていないわけです。

法律的責任という点では、明らかに私たちの方が追い込んでいると考えています。それは会社側の最高の証人として出てきた当時の保安部長、霜出氏の証言を十分につき崩すだけの自信があるからです。

問題はどこにあるかといいますと、一つは損害論です。損害を明らかにして賠償をかちとるためには、時効の壁があります。普通損害賠償請求の時効は三年間だといわれていますが、この三年説というのには、とくに労働災害の場合いろいろと問題があり、新しい理論も発展しており、現在では十年説が十分通用する時代になっています。

私たちはこの災害は交通事故などとは違い、明確な労働契約関係が結ばれている中で起こった労働災害だということで、十年を主張しています。

裁判の現状はどうかといいますと、会社側はもうひとつの責任逃れの方便として、このような損害賠償請求が起こされるとは夢にも考えていなかったといっています。それだけでは問題になりませんので、会社と組合で協定を作ったのだから、信義の原則に反するので提訴は無効だと主張しています。

しかし被災者が十分な補償が得られないから提訴することは、きわめて当然なことであって、この主張を裁判所が採用することにはならないと考えています。

なぜ会社がこのような主張をするのかということを考える必要があります。それは裁判所に対する心証を得るために、災害後いかに手厚い補償をしてきたか、そして三池労組の方がいかに損害を大義名分にして補償をとってきたかということ。さらに患者については、直っているのに直っていないと疾病へ逃避するというような、かなり露骨なことまで言っており、三井資本のきびしさを法廷でも感じるわけです。

さらに怒りを感じるのは、会社側の証人を立てるのは理解できるとしても、高木という別の組合の代表者を連れてきて会社側の主張をさせ、三池労組がたたかってきたCO闘争全体を批判するというようなことまでしてきており、あくどいやり方でいかにも三井らしいという思いがします。

次回からは、西山・上野・高木各証人への反対尋問を行いますが、弁護団としてはかなり時間が経過しているということもあり、主張すべきことは主張し、急ぐものは急ぐことにし、反対尋問のあとは原告側の証人をたてて反対の立証を行い、最後の立証に入ることにしています。

この反対尋問と立証のなかで、こういうことを聞いてほしいということがあったら知らせてください。

皆さんとともに、事実を積み重ねて裁判の勝利のためにがんばりましょう。

原告団消息

十一月
十二日　企画会議。
十四日　福岡県労災連総会（代表参加）。
十七日　原告団ビラ配布準備
〃　「みいけ」編集会議
十九日　第四十六回十一・九公判。福岡天神町でビラ配布。九・二八公判打合せ。
三十日　企画会議。
住所変更　大城一哉さん（十一・九）愛知県稲沢市高御堂十丁目一番六の三一〇号へ。